

平成15年度厚生労働科学研究 (子ども家庭総合研究事業)

報告書 (第9／11)

- 0030343 主任研究者 高橋重宏
(児童虐待防止に効果的な地域セーフティネットのあり方に関する研究)
- 20030306 主任研究者 庄司順一
(被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究)
- 20030328 主任研究者 山崎美貴子
(ひとり親(母子)家庭・再婚家庭の実態とその支援方法に関する研究)
- 20030330 主任研究者 水野清子
(保育所の給食システムに関する研究)
- 20030331 主任研究者 福島富士子
(市町村母子保健計画書の数量的分析による計画書改訂の評価)
- 20030332 主任研究者 山口規容子
(地域における子育て支援システムの構築と普及に関する研究)
- 20030333 主任研究者 山本茂
(子どもの発達段階に応じた効果的な栄養・食教育プログラムの開発・評価に関する総合的研究)
- 20030334 主任研究者 新道幸恵
(10代の女性の人工妊娠中絶減少にむけての支援モデルの構築)
- 20030335 主任研究者 藤内修二
(市町村母子保健計画の見直しと推進に関する研究)
- 20030341 主任研究者 松田宣子
(保健師による母子保健活動における児童虐待リスクアセスメントツールの開発)

厚生労働科学研究
(子ども家庭総合研究事業)

ひとり親(母子)家庭・再婚家庭の実態と
その支援方法に関する研究

平成15年度研究報告書

平成16年3月

主任研究者 山崎美貴子

目 次

I. 総括・分担研究報告書	
北川清一 ······	329
II. 分担研究報告	
第1部 自立困難なひとり親家庭への支援のあり方研究	
第1章 母子自立支援研究の目的と概要	
新保幸男 ······	333
第2章 母子自立支援員マニュアル（試案）	
（監修）山崎美貴子，北川清一，新保幸男	
就業相談（耕田昭子） ······	335
子ども養育相談（耕田昭子） ······	338
養育費（小林理） ······	341
母子寡婦福祉資金貸付（小林理） ······	345
離婚・離婚前相談（伊藤恵子） ······	348
DV相談（伊藤恵子） ······	356
相談記録（櫻井真一） ······	364
面接の基礎（櫻井真一） ······	372
他機関との連携（耕田昭子） ······	381
社会資源（小林理） ······	385
第3章 結論	
新保幸男 ······	390
第2部 再婚家族の実態とその支援のあり方研究	
第1章 ステップファミリー研究の目的と概要	
野沢慎司，茨木尚子 ······	391
第2章 継父のいるステップファミリー	
野沢慎司 ······	393
第3章 初婚継母のいるステップファミリー	
菊地真理 ······	398
第4章 ステップファミリーにみる夫婦関係構築の困難	
永井暁子 ······	403
第5章 ステップファミリーのサポート・ネットワーク	
松田茂樹 ······	408
第6章 専門機関・専門職のステップファミリー支援の現状と課題	
茨木尚子，桑田道子 ······	414
第7章 再婚家族当事者支援組織S A Jの活動経過について	
笠井祐子，吉本真紀，桑田道子 ······	424
第8章 ステップファミリー研究における知見のまとめ	
茨木尚子，野沢慎司 ······	435

平成15年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

（総括・分担）研究報告書

ひとり親（母子）家庭・再婚家庭の実態とその支援方法に関する研究

主任研究者 山崎 美貴子 神奈川県立保健福祉大学 教授

研究要旨

本研究は、第一に、母子家庭が求める自立支援のための先駆的な取り組みを行っている事業所を、地域に偏りなく全国的に抽出し、各事業所内で母子自立支援に対して中心的な役割を担い、かかわっている担当者を対象に半構造面接を実施した。そこで得られた聞き取りの結果、および昨年度全国の母子生活支援施設を対象に実施した質問紙調査から得られた結果に基づき、専門家グループとの協議を重ねながら、担当者が活用できる具体的な支援に関する相談マニュアルの作成が急務であることが明らかになった。本研究では、「母子自立支援員マニュアル」の試案を提示した。

第二に、新しい家族形態である再婚家族に着目し、再婚家族の支援のあり方について検討するため、①家族観や再婚家族への支援についての専門職へのインタビュー調査、②ステップファミリー当事者へのインタビュー調査、③ステップファミリーへ支援プログラムの開発に取り組んだ。本研究では、再婚家族の実態の明確化、社会的認知の拡大、具体的な支援のあり方について提示した。

分担研究者氏名

北川 清一 明治学院大学教授

新保 幸男 神奈川県立保健福祉大学助教授

小林 理 東海大学助手

野沢 慎司 明治学院大学教授

茨木 尚子 明治学院大学助教授

笠井 裕子 ステップファミリー・アソシエーション・オブ・ジャパン代表

永井 曜子 財団法人家計経済研究所次席研究員

松田 茂樹 第一生命研究所ライフデザイン研究本部研究開発室副主任研究員

A. 研究目的

近年、離婚、再婚というライフイベントが増加することにより、わが国では、ひとり親家庭、再婚家庭（ステップファミリー）の増加傾向が顕著になっている。ひとり親家庭では、親の心身の障害、DV体験等により、長期にわたり子育てを中心とする生活支援が必要となる家庭も少なくない。一方、一層の増加が予測される再婚家族については、わが国の場合、その実態や生活ニーズに関する研究が未開拓のままにあり、十分な社会的認知も得られていない段階にある。本研究は、ひとり親家庭の中でもとりわけ濃密な支援を必要とする「自立困難」事例に焦点をあて、その実態と要因分析から、彼らを支援するための具体的な援助方法について明らかにすることを目的とする。また、ひとり親から再婚家族

への変化に着目し、わが国の再婚家族の実態から、その生活問題やニーズを明らかにし、再婚家族支援のあり方について検討する。

以上の目的から、本研究は、①自立困難なひとり親家庭への支援のあり方研究、②再婚家族の実態とその支援のあり方研究という二つの分担研究から構成されている。両分担研究とも、実態を明らかにし、それぞれの家庭について類型化を試み、その類型ごとの特徴を把握し、ひとり親家庭および再婚家庭の諸問題について、具体的な支援のあり方を示し、家庭支援の実践現場における援助者の資質向上に寄与することを目的としている。

B. 研究方法

2年計画の最終年度にあたる今年度は、以下のような研究方法を計画し、実施した。

①自立困難なひとり親(母子)家庭への支援のあり方研究

前年度に実施した母子生活支援施設を対象とする全国調査の結果を踏まえ、母子家庭が求める自立支援のための課題を検討し、「母子自立支援員マニュアル」の試案を提示するため、以下の研究に取り組んだ。具体的なマニュアルの作成が急務であることが明らかになった。

第一に、先駆的な取り組みを行っている事業所（都道府県、市、母子寡婦福祉団体、母子生活支援施設、就労支援N P O）を、地域に偏りなく全国的に抽出し、各事業所内で母子自立支援に対して中心的な役割を担いかかわっている行政担当職員、母子自立支援員、施設担当職員、団体職員、キャリアアップカウンセラー等を対象に、半構造面接を実施した。第二に、半構造面接から得られた結果、および昨年度実施した質問紙調査から得られた結果に基づき、専門家グループとの協議を重ねながら、担当者が活用する「母子自立支援員マニュアル」に記載すべき項目の設定を検討した。

②再婚家族の実態とその支援のあり方研究

再婚家族のニーズに着目し、再婚家族の支援のあり方について検討するため、以下の研究に取り組んだ。

第一に、子連れ再婚家族（ステップファミリー）への専門家の支援の現状と課題を明らかにするため、保育士や児童相談所などの専門職員に対して、家族観（子育て観、離婚・再婚観など）及び再婚家族への支援の経験や内容について実施した。第二に、主に（継）親の立場にあるステップファミリー当事者へのインタビューを継続した。第三に、ステップファミリーの継親のためのセルフヘルプグループ「LEAVES」の1年あまりの実践を経て、全般的な情報を盛り込んだ支援プログラムを開発した。さらに、特にストレス度の高い継母を対象とした全米ステップファミリー協会（SAA）のプログラムを基にして、対面交流が困難な継母むけにインターネットを使った通信講座プログラムを開発して、実際に使用した。

（倫理面への配慮）

インタビュー調査等においては参加意思の確認を充分に行い、ヒアリング内容や方法などの情報を事前に提供をし、調査員による連絡、訪問など調査の実施及び分析の全過程において、個別ケースが特定されないよう十分に配慮した。また、同様、事例研究においても、プライバシー保護を万全にし、公表時に、個別ケースが特定されないように加工するなど充分な配慮を行った。

C. 研究結果

①自立困難なひとり親(母子)家庭への支援のあり方研究

前年度実施した全国調査の結果を踏まえ、母子家庭が求める自立支援のための課題を検討した結果、①住居提供、②就労支援、③子育て支援（母の病気・子どもの病気の時の保育、補助保育、送迎、同行、緊急的保育、休日保育、夜間保育など）、④緊急利用、緊急一時保護、⑤広域利用、⑥身の安全の確保（夜間等の受け入れ判断、警察との連携、夫などの追及からの隔離と調整）、⑦生活費・日用品の支給又は貸与、⑧精神的ストレスのケア（母親と子ども）、⑨アフターケアと継続的な支援が必要な場合のフォローアップ、等の支援課題が明らかになった。また、専門家グループとの協議の結果、「母子自立支援員マニュアル」に記載すべき項目として、以下の柱を確認した。①地域資源の活用、②他機関との連携、③面接の基礎、④ケース記録について、⑤ケース会議について、⑥離婚前相談、⑦DV相談、⑧就労支援相談、⑨養育費についての相談、⑩母子・寡婦福祉貸付金についての相談。

②再婚家族の実態とその支援のあり方研究

インタビュー調査等の結果、再婚家族支援を特に意識した支援活動を実施していないものの、これまでの子育て支援や虐待対応の中で、多くの相談員が再婚家族のケースを体験していることが明らかになった。また、ステップファミリーに特有の条件から生じる家族関係上の困難を、結婚（同居）後まもなくから、とりわけ继母が感じやすく特に子どもが思春期の時期に関係が難しくなるパターン等を見出した。家族歴の長いケースでは、思春期以降の继親子間が一旦距離を置き、その後に絆が再構築されるケースが見られた

D. 考察

本研究では、第一に、「現状の支援体制」を検討するにあたり、自立困難な母子世帯に焦点をあて、自立を困難にしている要因分析を行い、多様な要因の明確化を図った。また、自立困難な母子家庭に対する具体的な支援のあり方を検討した結果、今後、母子支援対策は市町村を中心に進められる予定であるが、個別の母子世帯に対するきめ細かな支援の方法について、事例の蓄積や知見による具体的なマニュアルの作成が急務であることが明らかになった。本研究は、その作成の指針を示すものとしての意義をもつ。第二に、本研究では、離婚から再婚というライフイベントを通して、新しい家族形態である再婚家族に着目した。離婚、再婚率の増加とともに、わが国でも着実に再婚家族数は増加していると予測されるが、その実態については、これまで明らかにされることはなかった。本研究では、わが国の再婚家族の家族構成内関係（離婚後の実親関係も含む）に着目し、その実態を明らかにし、再婚家族支援のあり方について検討した。再婚家族の実態研究あるいは支援方法の研究は、いずれも、わが国では未開拓の領域であり、本研究は、今後増加が予測される再婚家族の実態の明確化、社会的認知の拡大、具体的な支援のあり方の提示という意味において意義をもつ。

E. 結論

第一に、上記諸種の調査を踏まえ、母子自立支援員のための相談マニュアルについて、その第一次的な試案作成をする作業を完成させたが、これを精緻なものにするには、全国

の都道府県市町村に対して同マニュアルの作成の有無、作成の過程等に関する全国調査を実施することと併せて、実際に出来上がったマニュアルの比較検討を行い、より適切な現実に用いられ易いマニュアル作成を行うこととしたい。第二に、ハローワーク等の就労支援に関する情報提供や職業紹介等とのネットワークの構築の実態を明らかにし、母子自立支援員の支援のあり方を検討する。第三に、子どもの利益を前提とし、かつ、当事者の主体性に基づく、職業紹介や就労支援、DV被害者に対する支援（法整備、養育費、離婚調停など）、ひとり親の支援をめぐるネットワークの構築などのあり方を検討することとしたい。第四に、「子連れ再婚家族（ステップファミリー）」へのインタビューや、フォーマルおよびインフォーマルな社会的サポートの実態と可能性を探る公的機関の専門職へのインタビューによって明らかになったステップファミリー特有の困難さや支援ニーズおよびステップファミリーの多様な形態による差異、ならびにその実態に応じた対応方法について、さらに詳細な検証・調査を実施していきたい。第五に、本研究が新規に作成した対面型サポートグループによる親支援プログラム活動、継母サポートのための通信教育プログラム等の、ステップファミリー支援プログラムをさらに実践の場で検証・改良する作業を継続していきたい。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし。

2. 学会発表

- ①山崎美貴子、北川清一、伊藤恵子「ひとり親家庭の実態と支援方法に関する研究」『日本社会福祉学会第51回全国大会』（四天王寺国際仏教大学）、2003年10月
- ②野沢慎司「ステップファミリーにおけるストレスとサポート(1)：ステップファミリーにおける（継）親のストレスとサポート・ネットワーク」『家族問題研究会定例会』（早稲田大学）2003年1月。
- ③菊地真理「ステップファミリーにおけるストレスとサポート(2)：継母のストレス経験と役割アイデンティティ形成過程」『家族問題研究会定例会』（早稲田大学）2003年1月。
- ④菊地真理「ステップファミリーのセルフヘルプグループに関する一考察」『明治学院大学社会学・社会福祉学会2003年度研究発表会』（明治学院大学）2003年11月。

（北川清一）

II. 分担研究報告

第1部 自立困難なひとり親家庭への支援のあり方研究

第1章 母子自立支援研究の目的と概要

1) 研究の目的

本研究は、ひとり親家庭の中でもとりわけ濃密な支援を必要とする「自立困難」事例に焦点をあて、その実態と要因分析から、彼らを支援するための具体的な支援方法について明らかにすることを目的している。2年計画の1年目である平成14年度においては、①全国の母子生活支援施設を対象として、「処遇困難事例」に関する質問紙調査を実施し、実践課題を明らかにするとともに、②英国におけるひとり親家庭支援の現状を把握するために、現地での情報・資料収集を行った。

今年度（平成15年度）は、1年目の研究成果を踏まえた上で、母子家庭の自立支援について検討し、母子家庭自立支援のマニュアル試案をとりまとめることが目的とした（以下「母子自立支援研究」と表記する）。

2) 研究の概要

「母子自立支援研究」では、先ず、先駆的な取り組みを行っている事業所で中心的役割を果たしている職員等を対象とする半構造的面接を行った。さらに、その結果を分析すると共に、半構造的面接からえられた結果と昨年度の研究成果を前提として、主任研究者及び分担研究者を中心とする専門家グループによる共同討議を行った。その成果を、母子家庭の自立支援を行う母子自立支援員、母子家庭就労・自立支援員、母子生活支援施設職員などに有用と思われるマニュアルとして取りまとめた。

なお、「母子自立支援研究」における研究方法は以下の通りである。

(1) 調査対象の選定

調査対象の選定にあたっては、先駆的な取り組みを行っている事業所等であることを前提としつつ、①全国的な視点での地域性、②母子自立支援へのかかわり方、③事業所における職種の違いという3つの側面から選定していく。

①全国的な視点での地域性に関しては、東北地区、関東地区、関西地区、九州地区という4つのブロック単位で調査対象事業所等を選定した。②母子自立支援へのかかわり方に関しては、都道府県庁、郡部福祉事務所、市役所、母子生活支援施設、婦人保護施設、母子寡婦福祉団体、母子家庭等就労・自立支援センター、民営の虐待相談機関、就労支援NPOを選定対象とした。③事業所における職種の違いに関しては、事業所の長、相談部門の責任者、相談担当の職員を選定対象とした。調査対象者は27名であった。

(2) 半構造的面接

上記の選定基準に①～③によって選定された調査対象に対して、各々、約2時間～5時間かけて半構造的面接を実施した。半構造的面接の面接手法の特徴でもある質問の柱については、訪問の1週間前に調査対象者にお送りするという方法を採用した。質問事項を調査対象者に示さないまま面接場面ではじめて質問を投げかけるという調査方法もあるが、

今回は、事前に質問項目をお伝えしておくことにより、調査対象者が質問に基づく回答事項等について、事前に準備できるような状況を設定した。また、この方法を採ったことにより、面接当日にかなり充実した資料等をご提示いただいた上で、面接を進めることができた。面接時間は、概ね2時間を設定した。

(3) 半構造的面接における質問の柱

半構造的面接をおこなう上で、どのような質問の柱を設定するかということは、面接の内容を決める重要な事項である。今年度の研究においては、「母子家庭の自立支援を行う母子自立支援員、母子家庭就労・自立支援員、母子生活支援施設職員などに有用と思われるマニュアルを作成する」という明確な目的があるので、その目的のために有用と考えられることとして、以下に示す5つの事項を共通事項として、それぞれの調査対象者に対して特にお聴きしたいことを追加的に提示した。

共通事項としては、①当該事業所での取り組みの状況、②他機関との連携の状況、③自立支援に向けての具体的支援内容、④対応が難しいケースについて、⑤ケース記録の書式、の5項目を設定した。

(4) 「母子自立支援員マニュアル」（試案）の内容

半構造的面接の結果分析及び前年度の研究結果に基づいて、以下の10項目を「母子自立支援員マニュアル」（試案）における重点項目として設定し、マニュアルの作成を行った。重点項目を設定するために開催された8回の検討会議においては、主任研究者や分担研究者だけではなく、当該領域における他の専門家にも必要に応じて参画していただいた。その結果、従来重視されていた「面接室における面接」だけではなく、「他機関との連携」を重視したマニュアルを作成する必要があることや、自立支援の第1歩として、まず「母子の生活を安定」させ、「課題を整理しながら」「自立への歩みを進めていく」ことの大切さなどが確認された。したがって、「自立支援」という概念には、「癒し」のための期間の確保も、重要な支援課題になることが浮かび上がってきた。「母子自立支援員マニュアル」（試案）では、「総合的な自立支援」を促す政策転換が図られつつある中で、「母子自立支援員」が、このような視点や認識を兼備しながら支援活動の中核的な役割を遂行できることを配慮しながらまとめることにした。

このような討議の成果を踏まえて、「母子自立支援研究」が重点項目として設定したのは、①地域資源の活用、②他機関との連携、③面接の基礎、④ケース記録について、⑤ケース会議について、⑥離婚前相談、⑦DV相談、⑧就労支援相談、⑨養育費についての相談、⑩母子・寡婦貸付金の10項目である。この10項目を中心として、以下に「母子自立支援員マニュアル」（試案）を提示する。

（新保幸男）

第2章 母子自立支援員マニュアル（試案）

《就業相談》

結婚、出産等により就業を中断する女性は多く、母子家庭の母も同様に、就業を中断したり、就業経験が少なかつたりすることが多くみられます。さらに、母子家庭の母は、子育てをしながら生計を維持していかなければなりません。母子家庭の母の就業は、雇用者の母子家庭に対する理解不足、求人の際の年齢制限等により、就職や再就職は困難を伴うことがあります。また、保育所入所待機児童が増加する中で、就業のために子どもを保育所に預けることも困難な現状があります。母子家庭の85%が就業しているにもかかわらず、平成10年度の全国母子世帯等調査では平均収入は229万円であり、このような低い水準にあるのは、多くの母子家庭が低賃金や不安定な雇用条件等によるところが大きいと報告されています。子どもの養育や教育のために複数の職場で就業することもあり、健康面や生活面で不安な状況にある母子家庭も多くみられます。

母子家庭にとって、安心して子育てと就業を両立することができるよう支援が重要になっています。母子家庭が充分な収入を得るには、就業支援は不可欠なものです。母子自立支援員の業務には、母子家庭の母の職業能力の向上と求職活動に関する支援が追加されました。平成15年からは、都道府県・指定都市・中核都市において、就業相談、就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就業支援サービスを行う母子家庭等就業・自立支援センター事業が開始されました。

また、教育訓練講座を受講した場合、その受講料の一部を支給したり、就職に有利な資格を取得するために養成機関で修業する場合に一定額の生活費を支給する等、母子家庭自立支援給付金も平成14年から始まっています。

【事例】

Aさん（32歳）は、8歳（小2）と2歳の子どもを引き取り離婚しました。Aさんは、高校卒業後、一般事務職として仕事をしていましたが、子どもを出産してからは、専業主婦で子育てに専念していました。離婚後は、実家で暮らしていましたが、実家の近くに3人で暮らすためアパートを借りました。現在は、元夫からの養育費と児童扶養手当を得ていますが、生活していくには自分が働かなくてはならないと思い、母子自立支援員のところに相談に来ました。

相談を受けた母子自立支援員は、母子家庭の母の就業は、仕事に就きたいという本人だけのことではなく、子どもについても考慮しなければならないと考えていました。Aさんの場合、子どもにとっては母が常に家にいる生活であったので、まず、子どもが母の仕事をする状況に慣れる必要があることを母に伝えること、さらに、母の就労中の子どもの養育について、小学生の子どもの学童保育や2歳の子どもの保育園入所について、利用手続き等を説明しました。

また、Aさんは、生活費を得るためにフルタイムで仕事をしたいし、しなければいけないと考えていました。出産前は事務の仕事をしていましたが、今は「働かなければどこでもいいし何をしていいのかわからない」と話しました。母子自立支援員は、フルタイムにこだわらず何でもいいからやってみたらどうか、やってみるとことで比較する対象ができること、Aさん自身も子どもたちにとっても、母が働くことに慣れることが大切であることを話しました。Aさんは、保育所と学童保育の利用申請を行い入所ができることを待つことにしました。

就業のために、母子自立支援員がAさんにハローワークを紹介すると、Aさんは、ハローワークに出て、求人票の中からパートの一般事務職の仕事を探してきました。Aさんは、探してきた一般事務職の面接を受けるため、履歴書をはじめ提出書類の書き方などで再度相談にやってきました。母子自立支援員は、Aさんが持ってきた履歴書を確認し、面接の練習も一緒に行いました。Aさんは、面接を受けることが不安でしたが、履歴書のチェックや面接の練習を通して不安が少し解消されたような気がしました。

1. 母子家庭の母の就業相談について

- (1) 母自身も子どもも母が仕事をすることに慣れていません。最初から正規雇用やフルタイムでの就業にこだわらず、仕事をしている状況に慣れることから始まります。
- (2) 子どもを預けて就業することにより、自分で子どもを育てられないと否定的に受けとめている場合もあります。十分にその気持ちを受けとめてください。
- (3) 「何をしたらいいのかわからない」という場合は、何でもよいかから仕事を始めてみることを勧めてみましょう。やってみることで自分に合っている仕事なのかどうかを考えてみたり、比較することで次の仕事を考えてみる材料になることもあるためです。
- (4) 母子家庭の母にとって、履歴書等のチェック、面接の予行練習、ハローワーク等へ同行してもらうことなどは、安心感を増すものです。できるだけ母子家庭の母の希望に添えるようにしましょう。
- (5) 母の仕事の始まりは、母にも子どもにも新しい生活の始まりを意味することになります。当初、母は、職場と家事・子育ての両立などでストレスを感じます。子どもも母の仕事による不在などでストレスを感じることでしょう。この時期の支えは、仕事の継続に非常に役立ちます。
- (6) 就労が落ち着いても、いつでも相談できることを伝えましょう。

2. 就業を支援する機関・事業

(以下に示す(1)～(5)は、「母子家庭の母の就業支援に関する特別設置法」によるものです。)

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター

就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等に至るまでの一貫した就労支援サービスの提供や養育費の相談など生活支援サービスを提供しています。

- ① 就業相談員による就業相談の実施
- ② 就業相談員による求人開拓等の実施、相談に応ずる者のネットワークの設置
- ③ 就業支援講習会の実施
- ④ 求人情報の提供
- ⑤ 講習会における託児サービスの実施
- ⑥ 母子家庭の就業相談に応じる関係者の研修
- ⑦ 養育費の取り決めなど専門相談の実施
- ⑧ 母子生活支援施設と連携した地域生活の支援体制の整備等を総合的に実施

(2) 特定事業推進モデル事業

母子家庭の母の就業機会を創出できる可能性の高い先駆的な事業を促進するため、必要な高度技能訓練実施、事業の円滑な実施のためのサポート体制の整備など、モデル事業を実施することとしています。

(3) 自立支援教育訓練給付

事業実施主体である都道府県、市及び福祉事務所設置町村が指定した教育訓練給付講座を受講した母子家庭の母に対して、受講料の4割相当額（上限20万円）を支給します。

(4) 高等技能訓練促進費

就職に有利な資格取得を目指す母子家庭の母の訓練受講中の生活の安定を図るため、2

年以上養成機関で就業する場合に、就業期間の最後の1/3の期間、月額103,000円を支給し、生活費の負担を軽減することとしています。なお、対象資格の指定については、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等、資格取得後に当該職種への就職が見込まれる専門的な資格とすることとしています。

(5) 常用雇用転換奨励金

母子家庭の母を新規にパートタイム労働者等の非常勤雇用労働者として雇用しOJTを実施した後、一般常用雇用労働者に転換した場合、6ヶ月経過後、事業主に対して母子家庭の母一人当たり30万円を支給することとしています。

(6) ハローワーク（公共職業安定所）

最近のハローワークでは、印刷された求人公開カードに替わって、パソコンによる求人検索を行うようになっています。マウスやキーボードなどを使わなくてもタッチパネル方式で画面に直接触れるだけで必要な情報を検索できるようになっています。

職業選択に迷ったときや求職活動中のさまざまな悩みの相談のために、ハローワークによつては、専門のカウンセラーを配置しています。相談を希望される場合は担当窓口へ申し出ください。

ハローワークの求人はインターネットで利用することができます。

<http://www.hellowork.go.jp/> でトップ画面を表示させて利用してください。

(7) 母子寡婦福祉団体・NPO・社会福祉協議会

それぞれの機関で就業に有効なセミナー・技術講習を行っているので、セミナー等の開催日時などについて注意をしておくことが必要でしょう。

3. 履歴書・職務経歴書の書き方

(1) 履歴書の選び方

コンビニエンスストア等で購入するものは、新卒者が利用するものなどが多く、母子家庭の母にとっては書きにくかったり、都合の悪い項目があることもあります。自分にあつた書式を探してみるように選び方を説明したり、就職関係のホームページから履歴書をダウンロードし、必要な項目は削除して利用することもできる等の情報を提供します。

（例）モアフレンズ <http://www.more-friends.com/doc/>

(2) 履歴書の書き方・職務経歴書の書き方

達筆でなくても、一字一字丁寧に書くことが大切です。乱暴に書きなぐったような文字は印象が悪いものです。採用する側から見れば、投げやりな態度と映り、はつきりと読みやすく書かれた文字は、読み手に対する思いやりが感じられます。職務経歴書は、必ず提出するものではありませんが、何がやれる人なのかを重視するためのものであり、自分をアピールするものになります。このことを伝えるとともに、書き上げた書類を中立者の目で見た場合、会ってみようと思える気になるかどうかを考えるように促したり、書き方について気がついたことは伝えることが必要です。さらに、空欄を残さないことが大切になることも伝えてみましょう。

『再就職の知恵袋』東京都産業労働局より

(耕田昭子)

《子どもの養育相談》

子育てを行う場としての家庭や社会的環境の変化は著しいと言われています。出生率の低下、核家族化の進行、都市化により子どもたちの遊び場や自然が減少し、地域における近所とのかかわりも少なくなっています。また、家族のライフスタイルの多様化等により生活の個別化も進んでいます。

多くの母が「子どもを触ったり、子どもを抱いたのは自分の子どもがはじめて」という中で、子育ての戸惑いやいらだち、孤立感や閉塞感、育児の方法に対する不安が募っているようです。さらに、子育てに対する責任感、負担感、拘束感を強く感じている母も多く見受けます。夫に対しては、夫の子育てへの非協力への不満を感じ、仕事をもつ母は、仕事と子育ての間での葛藤が高まっています。

多くの母は、子どもに対しては、不安や不満いらだちという否定的な感情だけでなく、子どもはかわいい、生きがいでもある、子育ても大切な仕事と思っている。その一方で、子どもとだけとする生活、子育て一辺倒の生活に不安や不満、焦りや息苦しさを感じていることも少なくありません。

子育てをイメージの世界でしか知らないことが多く、自分の子どもを前にして理想と現実の落差に愕然としたり、想像よりもはるかに大変な育児に、産後にうつ病や育児ノイローゼにかかったりする母親が増えています。身近に相談相手がいなかったり、手助けをしてくれてほっとさせてくれる人がいない場合は、「子育て不安」が膨れ上がり、児童虐待など何らかの事件に発展する可能性も否定できません¹⁾。

このような子育て困難な時代に、母子家庭の母は、1人で子育てを担わなければなりません。母と子どもとの関係の中で、離婚した理由や「なぜ父がないのか」等の母子家庭に特化された課題に一緒に取り組み、また、個々の家庭の抱える課題の解決に向けて支援していくことが重要です。

【事例】

Aさん（35歳）は、小学校1年生の長男（7歳）と3歳の女の子をつれて家を出ました。夫は会社員で転勤の多い仕事でした。朝早く家を出て、帰宅は夜11時過ぎになることがほとんどでした。夫は気性が激しく、夫の気に障ることがあると、ささいなことでもAさんや子どもを大きな声で怒鳴りました。しかし、機嫌の良いときなどは、子どもたちを公園に連れて行ったり、一緒に遊ぶこともありました。ときには家族でファミリーレストランに行くこともあります。

夫は、生活するのにぎりぎりの生活費しか家に入れないため、Aさんは夫に「パートに出たい」と相談したところ、夫は「子どもたちの面倒は誰がみるのか。子どもは母親が育てるべきだ。渡している金額でどうして生活ができないのか」と怒鳴り、パートに出ることを認めませんでした。Aさんには、近所に友人、知人もなく、相談する相手がいませんでした。ときどき実家に電話をしていましたが、心配をかけることを気にして素直な気持ちを伝えることができませんでした。Aさんと夫は、ほとんど会話もなく、Aさんはひとりで子どもを育てているように思えてなりませんでした。

子どもたちは、父親の機嫌を伺いながらも、ときどき遊んでくれることを楽しみにしていました。しかし、Aさんは夫に気を遣いながら生活することに疲れてしまいました。「自分さえ我慢をすると良いのだ」と思ってきました。忙しかった夫の仕事の量が減り、給料が減ってからは、夫は、家に生活費をほと

1) E・ベイネイデック『離婚しても子どもを幸せにする方法』日本評論社。

んど入れなくなりました。Aさんの手元にはほとんどお金がなく、長男の学校で集金されるお金も支払えないことが重なりました。Aさんは、再度「パートに出たい」と話すと、以前と同じように、夫から怒鳴られ、殴られてしまいました。Aさんは、このままでは子どもたちを育てられないと思い、家を出る決心をし、家を出ました。休日に実家に行くと言って子どもと一緒に家を出てきました。しばらくは実家に身を寄せていましたが、いつまでも実家にいることもできず、福祉事務所に相談に出向き母子自立相談員にこれからることを相談しました。離婚や長男の転校の手続きをすすめ、実家の近所にアパートを借り、仕事を探すということを始めることにしました。

しかし、長男が「お父さんともう会えない」「学校を変わるのは嫌だ」と言う長男にどのように話したらよいのかわかりませんでした。子どもから父親を奪ってしまったのではないかという罪悪感と、子どもたちにどのように父と暮らさないことを伝えたらいいのか悩んでいました。このようなことを母子自立支援員に相談していいのかどうかとも悩みましたが、思い切って話してみることにしました。

母子自立支援員は、今までのAさんの大変さを受けとめてくれました。

1. 養育相談について

(1) 相談にきた母の気持ちを理解しましょう。

子の父と別れたことで母が抱える苦しみや悩みを受け止めましょう。子どもを巻き込んだことの罪悪感や、これから的生活について不安を抱えていることでしょう。母が不安定であれば、母が子どもと向きあうことは容易なことではありません。まず、母を受けとめることから始まります。

(2) 子どもの気持ちを理解しましょう。

母は、子どもと向き合うことに不安を感じています。子どもにも父と別れたことで悩みや不安があることを伝えましょう。子どもが母と同じ気持ちとは限りません。子どもは、父と別れることによって、以下のような反応を示すことがあります²⁾。

「不安」「悲しみ」「怒り」「罪悪感」「孤独・疎外感」「退行」「睡眠障害」等

母親が子どもの立場に立ち、子どもを受けとめられるように支援しましょう。

(3) 子どもの質問に備えましょう。

父と別れたことで、子どもはたくさん心配なことを抱えます。子どもの気持ちに立って、抱えた心配への質問に答えてられるよう母と一緒に考えてみましょう。子どもの年齢によって対応は異なることもあります。以下の質問についてどのように答えか考えてみましょう。

〈例³⁾〉

- ・なぜ僕たち（私たち）が家から出て行くの？
- ・どうしておかあさんと暮らすの？
- ・お父さんはどうするの？
- ・僕たち（私たちは）これからどうなるの？
- ・離れて暮らしたらお父さんは悲しくなったり、寂しくなったりしないのかな？
- ・お父さんとはもう会えないの？
- ・怒りを表す、など

(4) 疲れたら子どもを預ける場所があることを伝えましょう。

子ども家庭在宅サービスを参照してください。

(5) 社会資源の情報を提供しましょう。

①福祉事務所

保育所・母子生活支援施設・授産施設への入所、児童・家族の福祉についての相談・指導、母子福祉資金の貸付、母子福祉についての相談・指導を行います。

②ひとり親家庭等の電話相談（電話相談員、母子自立支援員）

2) E・ベイネイデック『離婚しても子どもを幸せにする方法』日本評論社。

3) 前掲、E・ベイネイデック。

母子家庭及び父子家庭等の生活上の心配ごと、健康上の不安、子どもの養育、就学上の悩み、就職等の各種の問題について、電話相談に応じています。

③児童相談センター・児童相談所

児童のさまざまな問題（養育、しつけ、発達など）についての相談を行っています。

④子ども家庭支援センター

子ども自身や子育て家庭からのあらゆる相談を受けています。以下に、子ども家庭在宅サービスの内容を示します。

・ショートステイ

親が病気、育児不安や育児疲れ等により子育てが困難な場合に、児童福祉施設等や養育家庭等が短期間（7日間程度）子どもを預かったり、保育士を家庭に派遣します。

・トワイライトステイ等

親が仕事等で恒常に帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合等に、児童福祉施設等で放課後から（夏休みなど、学校の休業日は朝から）夜間まで子どもを預かったり、保育士を家庭に派遣します。

・一時保育

親が仕事や病気、育児疲れ等で一時的に子育てができない場合等に、子どもを日中、保育所等で預かります。また親の病気や入院等により緊急・一時的に保育が必要となつた場合に、保育士を家庭に派遣します。

・産後支援ヘルパー

出産後間もないため家事や子育てが困難な家庭に対して、ヘルパー（保育士等）が訪問し、身の回りの世話や育児を行います。

⑤子どもの精神保健相談室

子どもの発達や精神的問題、親の悩みなどについての相談を行います。

⑥警視庁少年相談室・少年センター

保護者等からの少年の非行化や被害等に関する相談を行います。

⑦教育相談センター

いじめ・体罰、不登校、学校生活、家庭生活、進路などについての相談を行います。

⑧保健所・保健センター

未熟児等の保健相談や指導、妊娠婦や乳幼児の健康診査や発育相談など行います。

（耕田昭子）

《養育費》

養育費は、子どもの養育に関する費用で、食費や教育費などが入ります。未成年者が主たる対象となります。大学や専門学校等に進学する場合、卒業までにかかる費用を養育費として考えることができます。

養育費の受け取りは、子どもの権利であるとともに、ひとり親にとって重要な生活の資源です。しかし、これまで支払いの実施や継続がなされず、近年大きな社会問題となっていました。

養育費を確実に受け取るために、話し合いや取り決めの内容について、できるだけ公的な書面として残しておくことが重要です。法的な手続には、弁護士等の専門家に協力してもらうことが有効です。

1. 養育費の受け取りについての相談

養育費を受ける際の相談について「受け取れている例」と「受け取れなかつた例」をもとに説明します。

【事例：養育費が受け取れている】

Aさん（28歳）は、1歳の子どもを連れて夫と離婚しました。Aさんは、離婚に踏みきった後、養育費をどのようにするといいのかと不安になりました。自分には、相手と養育費を巡ってやりとりする知識もエネルギーもないと思いましたし、何より二度と相手と話し合い等でかかわるのは嫌だという気持が強くなりました。Aさんは、いったんは養育費をあきらめようかと思っていました。

Aさんの実家の母親は、Aさんの悩む気持ちを静かに聴いてくれました。そして、「もし養育費をとるためにあなたが大変な思いをすることに意味があるとしたら、それは、子どもの将来のために役立つお金ということね」とアドバイスしてくれました。子どもの権利のためのお金と聞いて、Aさんは、養育費を請求してみようという気になりました。Aさんは、市の母子自立支援員に相談してみました。母子自立支援員は、丁寧にAさんの話を聴いて、養育費の受け取りはAさんと子どもの権利なのだから、養育費を取れるように一緒にあらゆる可能性を探ってみましょうと言ってくれました。この言葉は、Aさんに勇気を与えてくれました。さらに、母子自立支援員は、養育費のこと詳しい弁護士を紹介してくれました。Aさんは、母子自立支援員とともに弁護士に電話で簡単な相談をしたあと、直接会うことになりました。弁護士は、養育費を受けとるまでの流れや取り決め方法など丁寧に説明してくれただけではなく、裁判所が参考に作ったという養育費の算定表を見せてくれました。その後、Aさんは、再び母子自立支援員と今後の方向性について話し合いました。そこで、弁護士のアドバイスもあり、養育費の取り決めを相手と行うことと、取り決めた内容をきちんと公正証書で残しておくことを確認しました。

養育費の支払い方法や額などについて、相手と話し合うことになりました。母子自立支援員のアドバイスで、一対一で会うのではなく双方の友人を同伴して会うことにしました。AさんとAさんの友人、子の父とその友人という4人で、2回ほど話し合いをもちました。Aさんの養育費の希望は、月4万円を子が20歳になる誕生日まで受け取るというものでしたが、相手との話し合いで、月3万円を子が20歳になる誕生日までということになりました。また、子と子の父との面会を月1回、双方の家以外の場所で行うこと、友人の強い勧めで養育費の受け取りは、Aさんの銀行口座への自動振込み払いとすることなどを決めました。4人は、2回の話し合いのあと、公証人役場へ出向き取り決めの内容を公正証書にまとめました。

【事例：養育費を受け取れなかつた】

Bさん（27歳）は、夫の暴言や暴力に絶えかねて、ついに離婚する決心をしました。離婚を家庭裁判所に申し立てることにしましたが、母子の生活になった時に養育費の受け取りをどうするかはとても重要な問題と考えていました。

Bさんは、養育費のことについて実家の両親に相談してみました。両親は、困惑した様子で、より人生経験が豊富な親戚に相談にのってもらうよう促しました。その親戚は、知人の例もあげながら、養育費は

取れないことが多いからあまり勧められること、相手との関係を絶つことを優先した方がいいからお金をもらわないこと、などをアドバイスしました。Bさんは、仕事で得られる収入が少ないとから、養育費を請求しない方がいいという意見に戸惑ってしまいました。また、離婚経験がある知人に話を聞いた時には「安易に相手からお金をもらうことを考えず、自分で選んだ道なんだから自立して頑張れ！」と激励されました。

Bさんは、法律の専門家にも相談してみました。市の実施している無料の法律相談では、男性の弁護士から「養育費の交渉でもめると調停が長引きますよ」と言われました。また、家庭裁判所の調停員には「相手は自営業だから給料の天引きもできないし、あまり無理な金額を決めて相手が払う気がなくなったら受けとるのはムリですよ！」と冷たく言われました。

長く夫の暴言や暴力に悩まされ続けたBさんは、次第に、これ以上、相手とかかわるのが嫌になりました。たしかに新しい生活にはお金が必要なのですが、そのために自分が費やさなければならぬエネルギーと時間を自分にはとても用意できないと思うようになりました。何よりも、早くこのゴタゴタした状況から抜け出したいという一心で、相手の提案をほとんど認めることにしました。子の父の提案は、月額2万円を子が18歳になる誕生日まで支払うというもので、月1回子と面会した時に子に手渡すというものでした。実際に、離婚が成立し、養育費の支払いが開始されると、子の父が子に会いに来たのは最初の3ヶ月だけでした。4ヶ月目には、子の父は何の連絡もよこさなくなり、それとともに養育費も支払われなくなりました。

以上、養育費を受け取れている事例、受け取れなかった事例をあげてみました。なお、事例として取りあげませんでしたが、離婚時の話し合いで「養育費を支払わない」取り決めをしていても、それを、後日、覆すことも出来る場合があることも、情報を整理しておきましょう。次に、受け取りに向けて確認すべき事項や活用できる資源等をあげます。

2. 離婚、監護権、親権の確認

養育費を受け取るため、離婚、監護権、親権について確認しておくことが必要です。

(1) 離婚

離婚については、離婚の章を参照してください。

(2) 親権

未成年の子どもに対する親としての権利と義務のすべてを含めます。もちろん、親権のあるなしに関わらず、子どもの養育に対する責任は父親母親両方にあるのですが、どちらが中心になって決定する権利を持つかが重要となります。具体的には、子どもの住む場所を決めたり、子どもの代わりに法律行為をしたり、子どもに教育を受けさせたり、子どもの財産を管理したりすることに誰が責任を持つかを決めておく必要があります。

通常、親権は、「身上監護権」と「財産管理権」に分けて考えられています。

身上監護権：子どもの身分や日常生活（居所や教育を含めて）について決定する権利。

財産管理権：子ども名義の財産を管理する権利。

3. 養育費を請求する方法

子どもを養育している親が、子どものため、代わりに養育していない親に対して請求することになります。母と父が互いに合意した上で、負担額や支払いの方法などを決めることがあります。基本は、両者の話し合いで決めることになります（協議）が、話し合いがうまくいかない場合、家庭裁判所が間に入り決める方法（調停）（審判）もあります。いずれの場合も、両者で決めたことがきちんと守られるため、必ず何らかの文書等をかたちにしておかなければなりません。

4. 養育費の範囲、計算

養育費は、子どもの養育に関わる費用すべてを含むことが基本と考えられます。一般的

には、子どもの養育に関する食費、義務教育や高校、大学などに進学した際の教育費を中心となっているようです。塾の経費を教育費に含めている場合は、大学に進学する予備校に通うための経費などを決めている例があります。

子どもの生活費と子どもの生活にかかる費用を区別するのはとても難しいことですが、原則としては母の生活費は入りません。判例では、5歳児くらいまでは母の生活費と一体として考える例があるようです。

養育費の計算は、子どもの「必要生活費」と、母親と父親双方の「扶養余力」を勘案して、両者の配分を決めることにより額が決まります。

(1) 必要生活費

子どもの必要生活費は、子どもが日常生活を送り、育っていく際に必要な費用です。この費用には、食費、被服費、教育費などを含みます。

(2) 扶養余力

母親と父親の扶養余力は、母親や父親の収入から、日常生活を送る上で必要と考えられる額を差し引いたものです。

※ 裁判所では、参考に養育費算定表がつくられています¹⁾。

5. 養育費を確実に受け取るポイント

養育費は、支払う側に継続的な努力が求められます。先の「養育費を受け取れなかつた例」にあるように、いったんは支払われても、その後、支払いが止まってしまうこともあります。ここでは、養育費を確実に受け取るための工夫を紹介します。

(1) 金融機関口座

養育費を手渡しで受け取るよりも、銀行口座を相手に指定して振り込んでもらう方が、継続して受け取れる可能性が高くなります。この方法では、養育費の受け渡しが双方にきちんと記録として残ることも大きなメリットです。

(2) 公的な証書

養育費について取り決めたことは、口約束にしないで必ず書面で残しておくことが必要です。裁判所がかかわって調停調書や審判書が作成されている場合は問題ないですが、当事者間で話し合う場合には、公証人役場で公正証書を作成しておくことがよいでしょう。公正証書とは、公証人²⁾によって作成される契約書のことです。公正証書は、相手と公証人役場へ、実印、印鑑証明、身分証明書などを持つて行くと作成できます。

万が一、公正証書も作成できない場合、少なくともメモ書き程度でも紙に残しておくことが必要です。公的な書類に残しておくことは、支払いが滞った時に特に有効です。

(3) 裁判所

養育費の取り決めを行う場合や養育費の支払いが滞った場合には、家庭裁判所や地方裁判所を利用する効果的な場合があります。養育費についてどのような申し立てができるのか等の相談は、家庭裁判所の相談室で相談にのってくれます。

また、当事者間では交渉がうまく進まなかったり、直接交渉したくない場合、家庭裁判所の調停員が間に入り、交渉を進めることもできます。調停員が間に入る場合には、どのように調停を進めて行くのか、母親や子どもに不利な状況にならないのかなど、注意深く調停の経緯をみていく必要があります。

(4) 給料天引き、差し押さえ

養育費を支払わない相手に、債権者として相手の給料から天引きしたり、相手の財産等を差し押さえたりすることができます。

1) 東京大阪養育費等研究会「簡易迅速な養育費等の算定を目指して—養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案」『判例タイムズ』54(7), 判例タイムズ社, 2003年。

2) 公証人は、判事、検事、弁護士などの法律職をしていた人がなります。

6. 面接交渉と養育費受け取り

親権を持たない親には、子どもに会う権利があり、面接交渉権と呼ばれます。養育費の支払いと面接交渉はセットで取り上げられることが多く、養育費を支払う代わりに子どもに会う権利を認めるという交換条件のように考えられたりしますが、必ず養育費の代わりに会わせなければならないわけではありません。ただ、相手と面接交渉をきちんと取り決めることで、相手からの養育費の受け取りを確実にする可能性を広げることができます。

7. 家庭裁判所、法律扶助協会、弁護士の利用

養育費に関する相談に利用できる窓口として、家庭裁判所、法律扶助協会、弁護士などがあります。無料のものと有料となるものがありますので、その都度確認していくことが必要です。→「社会資源について」参照。

《参考文献》

- ①『ひとり親家庭へー新しい生活を始めるためのガイドブック』新企画出版社。
- ②『母子家庭等自立支援相談マニュアル』大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課、2003年。
- ③『あきらめないで養育費』全国母子寡婦福祉団体協議会、2003年。
- ④離婚とお金を考える会・音川敏枝『離婚でソンをしないための女のお金BOOK』主婦と生活社、2003年。

(小林理)

《母子寡婦福祉資金貸付》

母子寡婦福祉資金は、経済的な自立をめざす母子家庭や寡婦、就学や修業をおこなう児童が利用できる資金です。母子自立支援員が、資金貸付の相談と貸付及び償還業務にあたります。

資金貸付や償還については、事務的手続きだけでなく、母子の生活状況、生活課題、将来の生活設計等について丁寧に話をききながら把握していくことが求められます。

1. 母子寡婦福祉資金の相談と貸付けの手続き

母子寡婦福祉資金は、各種別により利用のための要件が決められています。ここでは、児童の修学資金の貸付け、母親の利用する就職支度資金の貸付けの例をとりあげます。

【事例：修学資金の貸付】

Aさん（45歳）は、離婚して高校2年生の長女と一緒に暮らすことになりました。離婚するまでは、元夫が高校の授業料などを払っていましたが、母子家庭となったことで、高校に通うための授業料、学校で使う教科書等の書籍代、交通費などのお金を確保しなければならなくなりました。長女は、日本育英会の奨学金制度があるので、それを利用すると言いましたが、次年度の育英会の申請受付までにはまだ間があり、Aさんは、自分がどこからお金を取り出しても子どもを高校へ通わせたいと強く思いました。しかし、パートタイムの仕事をかけもちしているAさんには、児童扶養手当を含めてもなかなか余裕がありません。そこで、市の母子自立支援員に相談してみました。

母子自立支援員は、経済的自立をめざす母子家庭や子どもが利用できる就学のための貸付金があることを教えてくれました。母子寡婦福祉資金の修学資金制度は、高等学校、大学、高等専門学校に子どもが就学するための授業料、書籍代、交通費などに利用できる資金を無利子で借りられる制度です。自宅から高校に通う長女の場合は、月額で45,000円を上限に借りられることになっています。貸付金も申請した月からすぐに出ることになっています。Aさんは、長女とも相談して修学資金の貸付を受けることにしました。母子自立支援員は、あらためて長女とも話をした上で、修学資金の申請手続きに入ることにしました。

貸付申請の手続きには貸付申請書、戸籍（除籍）謄本、住民票、申請者状況票及び連帯保証人状況票のほかに、修学資金独自のものとして在学証明書が必要となります。申請手続きで最も大変だったのが、保証人の確保でした。Aさんは、これまで、連帯保証人を必要とした時には、いつも実家の父に頼んでいました。しかし、貸付金の連帯保証人は60歳未満となっており、父はすでに60歳を越えています。母子自立支援員は、Aさんと話し合うなかで、独立の生計を営み、Aさんや長女に理解があると思われるAさんの兄に連帯保証人になってもらうのがよいのではないかと考えました。母子自立支援員は、直接Aさんの兄にも会って話し合い、Aさんの兄が連帯保証人となることになりました。また、長女が18歳になった時など、児童扶養手当が支給されなくなった場合には、修学資金の特別加算制度により貸付限度額内で資金を加算することができるなどを母子自立支援員は教えてくれました。返済は、無利子で、卒業後6ヶ月後から始まり、20年以内で返済することになっています。

【事例：就職支度資金の貸付】

Bさん（30歳）は、ようやく小さな会社の事務員としてパートタイムの就職口を見つけました。Bさんの働く会社の従業員は、男性は背広、女性は制服の上下が貸し出されています。しかし、制服の上下にあわせた白のブラウスを着用することになっていました。これまで、普段、カジュアルな服装をしていたBさんでしたので、その制服にあわせる白のブラウスは、就職面接のときに使った二着だけしか持っていました。仕事に就いたら、毎日、白のブラウスを着なければなりません。また、制服の上下には、仕事で使うことのできるパンプスも必要です。急に、たくさんのブラウスやパンプスを買うのは大きな出費になります。母子自立支援員に相談すると、就職を決めた母子家庭の母や子どもが利用できる貸付金として就職支度資金があることを知りました。これは、就職するために直接必要な被服、履物や、通勤用自動車などを購入するために使える資金で、100,000円（通勤用自動車購入の場合は320,000円）を上限額